

世田谷区保育料条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する区が定める額（以下「保育料」という。）並びに区立保育園における通常の保育時間を超えて行う保育（以下「区立保育園延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「区立保育園延長保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）区立保育園 世田谷区立保育園条例（昭和27年8月世田谷区条例第13号）第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。
- （2）支給認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（保育料）

第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を利用する支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもは、当該支給認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、保育料を支払わなければならない。

2 保育料の額は、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては別表第2に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。）を利用する支給認定子どもの保育料については、世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第 号）において定めるとおりとする。

4 月の中途において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、これを1月として計算する。

5 保育料のうち保育園（法第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保育園保育料」という。）については区長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。

（多子世帯の保育料）

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯で

ある場合の保育料の額は、規則で定めるところによる。

(区立保育園延長保育料)

第 5 条 区立保育園延長保育を利用する支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもは、当該支給認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、区立保育園延長保育料を区長に支払わなければならない。

2 区立保育園延長保育料の額は、別表第 3 に定めるとおりとする。

3 月の中途において区立保育園延長保育の利用を開始し、又は終了した場合の区立保育園延長保育料は、これを 1 月として計算する。

(保育料等の額の決定等)

第 6 条 区長は、保育料又は区立保育園延長保育料 (以下「保育料等」という。) の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。

(保育料等の減免)

第 7 条 区長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより保育料等を減額し、又は免除することができる。

(保育園保育料及び区立保育園延長保育料の納付期限)

第 8 条 保育園保育料及び区立保育園延長保育料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

(保育園保育料及び区立保育園延長保育料の督促)

第 9 条 区長は、特定教育・保育等又は区立保育園延長保育を利用する支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもが前条に規定する納付期限までに保育園保育料又は区立保育園延長保育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促をするものとする。

2 区長は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る書面を発する日から 15 日以内の日を納付すべき期限として指定するものとする。

(保育園保育料又は区立保育園延長保育料の滞納処分)

第 10 条 区長は、前条第 2 項の規定により指定した期限までに保育園保育料又は区立保育園延長保育料が納付されないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

世帯の階層区分		保育料の月額 (1 人につき)					
階層	定 義	3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児	
		保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間

A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 1	A階層を除	ひとり親等の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 2	き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)	ひとり親等の世帯以外の世帯	600円	600円	600円	600円	600円	600円
D 1	A階層を除	所得割課税額が12,000円未満である世帯	7,400円	7,300円	6,800円	6,700円	6,800円	6,700円
D 2	得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	9,500円	9,400円	8,800円	8,700円	8,600円	8,500円
D 3	帯	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	11,300円	11,200円	11,200円	11,100円	11,100円	11,000円
D 4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	18,300円	18,000円	13,100円	12,900円	13,000円	12,800円
D 5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	23,000円	22,700円	15,500円	15,300円	15,400円	15,200円
D 6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	26,500円	26,100円	17,600円	17,400円	17,500円	17,300円
D 7		所得割課税額が	29,200円	28,800円	19,500円	19,200円	19,400円	19,100円

		162,000円以上 202,000円未満である世帯	円	円	円	円	円	円
D 8		所得割課税額が 202,000円以上 220,000円未満である世帯	31,500 円	31,000 円	21,000 円	20,700 円	20,900 円	20,600 円
D 9		所得割課税額が 220,000円以上 235,000円未満である世帯	34,700 円	34,200 円	22,900 円	22,600 円	22,700 円	22,400 円
D 1 0		所得割課税額が 235,000円以上 250,000円未満である世帯	37,100 円	36,500 円	24,800 円	24,400 円	23,000 円	22,700 円
D 1 1		所得割課税額が 250,000円以上 265,000円未満である世帯	39,400 円	38,800 円	26,300 円	25,900 円	23,300 円	23,000 円
D 1 2		所得割課税額が 265,000円以上 280,000円未満である世帯	41,300 円	40,600 円	27,400 円	27,000 円	23,600 円	23,200 円
D 1 3		所得割課税額が 280,000円以上 295,000円未満である世帯	43,800 円	43,100 円	29,000 円	28,600 円	23,900 円	23,500 円
D 1 4		所得割課税額が 295,000円以上 310,000円未満である世帯	45,800 円	45,100 円	29,300 円	28,900 円	24,200 円	23,800 円
D 1 5		所得割課税額が 310,000円以上 325,000円未満である世帯	47,500 円	46,700 円	29,600 円	29,100 円	24,500 円	24,100 円
D 1 6		所得割課税額が 325,000円以上 340,000円未満である世帯	48,900 円	48,100 円	29,900 円	29,400 円	24,800 円	24,400 円

		る世帯						
D 1 7		所得割課税額が 340,000円以上 355,000円未満である世帯	50,100 円	49,300 円	30,200 円	29,700 円	25,100 円	24,700 円
D 1 8		所得割課税額が 355,000円以上 370,000円未満である世帯	51,800 円	51,000 円	30,500 円	30,000 円	25,500 円	25,100 円
D 1 9		所得割課税額が 370,000円以上 385,000円未満である世帯	53,300 円	52,400 円	31,000 円	30,500 円	26,000 円	25,600 円
D 2 0		所得割課税額が 385,000円以上 400,000円未満である世帯	54,800 円	53,900 円	31,500 円	31,000 円	26,500 円	26,100 円
D 2 1		所得割課税額が 400,000円以上 445,000円未満である世帯	56,800 円	55,900 円	32,000 円	31,500 円	27,000 円	26,600 円
D 2 2		所得割課税額が 445,000円以上 490,000円未満である世帯	59,800 円	58,800 円	32,500 円	32,000 円	27,500 円	27,100 円
D 2 3		所得割課税額が 490,000円以上 570,000円未満である世帯	63,100 円	62,100 円	33,000 円	32,500 円	28,000 円	27,600 円
D 2 4		所得割課税額が 570,000円以上 650,000円未満である世帯	65,600 円	64,500 円	33,500 円	33,000 円	28,500 円	28,100 円
D 2 5		所得割課税額が 650,000円以上 730,000円未満である世帯	67,100 円	66,000 円	34,000 円	33,500 円	29,000 円	28,600 円
D 2 6		所得割課税額が	68,600	67,500	34,500	34,000	29,500	29,000

	730,000円以上 840,000円未満である世帯	円	円	円	円	円	円
D 2 7	所得割課税額が 840,000円以上 950,000円未満である世帯	70,100 円	69,000 円	35,000 円	34,500 円	30,000 円	29,500 円
D 2 8	所得割課税額が 950,000円以上 1,130,000円未満である世帯	71,100 円	69,900 円	36,000 円	35,400 円	31,000 円	30,500 円
D 2 9	所得割課税額が 1,130,000円以上 1,310,000円未満である世帯	72,100 円	70,900 円	37,000 円	36,400 円	32,000 円	31,500 円
D 3 0	所得割課税額が 1,310,000円以上である世帯	73,100 円	71,900 円	38,000 円	37,400 円	33,000 円	32,500 円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 3歳未満児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（次号、第3号及び第4項において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達していない支給認定子どもをいう。
- (2) 3歳児 当該年度の初日の前日において3歳に達し、4歳に達していない支給認定子どもをいう。
- (3) 4歳以上児 当該年度の初日の前日において4歳に達している支給認定子どもをいう。
- (4) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
- (5) 保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- (6) ひとり親等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 次のいずれかに該当し、かつ、生計を一にする同居の親族がいない者であって、現に特定教育・保育等の利用に係る支給認定子どもを扶養している支給認定子どもの保護者（ア）配偶者（内縁関係にある者を含む。（イ）を除き、以下同じ。）と死別した者であって、現に婚姻（内縁関係にある場合を含む。（イ）において同じ。）をしていないもの

- (イ) 配偶者と離婚した者であって現に婚姻をしていないもの
- (ウ) 配偶者の生死が明らかでない者
- (エ) 配偶者から遺棄されている者
- (オ) 配偶者が拘禁されている者

- (カ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定により母子生活支援施設に入所している者
- イ 区長がアに該当するものに準ずると認めるもの
- ウ 次のいずれかに該当する特定教育・保育等の利用に係る支給認定子ども又はその兄弟姉妹を扶養している支給認定子どもの保護者又は扶養義務者
 - (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (イ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳を交付され、又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳を交付された者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の特別児童扶養手当の支給対象児童
 - (オ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の支給対象者
- エ ウ(ア)から(ウ)まで及び(オ)のいずれかに該当する支給認定子どもの保護者又は扶養義務者
- (7) 所得割課税額 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)の額(規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。)をいう。
- (8) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。
- 2 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 3 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 4 3歳未満児又は3歳児として保育を開始された支給認定子どもについては、当該年度においては、同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 5 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 6 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)よりも前に保育園を利用し、かつ、施行日以後においてこの表の適用に係る特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用する支給認定子どもに係る所得割課税額は、規則で定めるところによる。

別表第2（第3条関係）

世帯の階層区分		保育料の月額 (1人につき)	
階層	定義		
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)	0円	
C	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が 77,100円以下である世帯	4,600円
D		所得割課税額が 77,100円を超え211,200円以下である世帯	10,000円
E		所得割課税額が 211,200円を超え256,300円以下である世帯	16,300円
F		所得割課税額が 256,300円を超える世帯	18,700円

備考

- この表において「所得割課税額」及び「均等割」とは、別表第1に規定する所得割課税額及び均等割をいう。
- 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 支給認定子どもの属する世帯の階層区分の証明をすることができない場合は、当該世帯については、F階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

別表第3（第5条関係）

世帯の階層区分		区立保育園延長保育料の月額 (保育標準時間・1人につき)		
階層	定義	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)	0円	0円	0円
B2	ひとり親等の世帯以外の世帯	200円	200円	200円

D 1	A階層を除 き、所得割課 税額が0円以 外の世帯	所得割課税額が 12,000円未満である世帯	900円	900円	900円
D 2		所得割課税額が 12,000円以上37,000円未満である世帯	900円	900円	900円
D 3		所得割課税額が 37,000円以上52,000円未満である世帯	900円	900円	900円
D 4		所得割課税額が 52,000円以上82,000円未満である世帯	1,800円	1,300円	1,300円
D 5		所得割課税額が 82,000円以上122,000円未満である世帯	2,300円	1,500円	1,500円
D 6		所得割課税額が 122,000円以上162,000円未満である世帯	2,600円	1,700円	1,700円
D 7		所得割課税額が 162,000円以上202,000円未満である世帯	2,900円	1,900円	1,900円
D 8		所得割課税額が 202,000円以上220,000円未満である世帯	3,100円	2,100円	2,000円
D 9		所得割課税額が 220,000円以上235,000円未満である世帯	3,400円	2,200円	2,200円
D 1 0		所得割課税額が 235,000円以上250,000円未満である世帯	3,700円	2,400円	2,300円
D 1 1		所得割課税額が 250,000円以上265,000円未満である世帯	3,900円	2,600円	2,300円
D 1 2		所得割課税額が 265,000円以上280,000円未満である世帯	4,100円	2,700円	2,300円
D 1 3		所得割課税額が 280,000円以上295,000円未満である世帯	4,300円	2,900円	2,300円
D 1 4		所得割課税額が 295,000円以上310,000円未満である世帯	4,500円	2,900円	2,400円
D 1 5		所得割課税額が 310,000円以上325,000円未満である世帯	4,700円	2,900円	2,400円
D 1 6		所得割課税額が 325,000円以上340,000円未満である世帯	4,800円	2,900円	2,400円
D 1 7		所得割課税額が 340,000円以上355,000円未満である世帯	5,000円	3,000円	2,500円
D 1 8	所得割課税額が 355,000円以上370,000円未満である世帯	5,100円	3,000円	2,500円	
D 1 9	所得割課税額が	5,300円	3,100円	2,600円	

	370,000円以上385,000円未満である世帯			
D 2 0	所得割課税額が 385,000円以上400,000円未満である世帯	5,400円	3,100円	2,600円
D 2 1	所得割課税額が 400,000円以上445,000円未満である世帯	5,600円	3,200円	2,700円
D 2 2	所得割課税額が 445,000円以上490,000円未満である世帯	5,900円	3,200円	2,700円
D 2 3	所得割課税額が 490,000円以上570,000円未満である世帯	6,300円	3,300円	2,800円
D 2 4	所得割課税額が 570,000円以上650,000円未満である世帯	6,500円	3,300円	2,800円
D 2 5	所得割課税額が 650,000円以上730,000円未満である世帯	6,700円	3,400円	2,900円
D 2 6	所得割課税額が 730,000円以上840,000円未満である世帯	6,800円	3,400円	2,900円
D 2 7	所得割課税額が 840,000円以上950,000円未満である世帯	7,000円	3,500円	3,000円
D 2 8	所得割課税額が950,000円以上 1,130,000円未満である世帯	7,100円	3,600円	3,100円
D 2 9	所得割課税額が1,130,000円以上 1,310,000円未満である世帯	7,200円	3,700円	3,200円
D 3 0	所得割課税額が 1,310,000円以上である世帯	7,300円	3,800円	3,300円

備考

- この表において「保育標準時間」、「3歳未満児」、「3歳児」、「4歳以上児」、「ひとり親等」、「所得割課税額」及び「均等割」とは、別表第1に規定する保育標準時間、3歳未満児、3歳児、4歳以上児、ひとり親等、所得割課税額及び均等割をいう。
- 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4月から8月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 3歳未満児又は3歳児として区立保育園延長保育が開始された支給認定子どもについては、当該区立保育園延長保育が開始された年度においては、同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)よりも前に保育園を利用し、

かつ、施行日以後において区立保育園延長保育を利用する支給認定子どもに係る所得割課税額は、規則で定めるところによる。

7 保育短時間（別表第1備考第1項第5項に規定する保育短時間をいう。）の場合の区立保育園延長保育料の月額は、D30階層に定める額を超えない範囲内において規則で定める。

8 区立保育園指定延長保育（区立保育園延長保育のうち、区立保育園延長保育を利用する日数が原則として1月につき12日未満のものであって、区長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）の区立保育園延長保育料については、この表に掲げる区立保育園延長保育料の月額に10分の1を乗じて得た額に区立保育園指定延長保育を利用した月における当該区立保育園指定延長保育を利用した日数を乗じて得た額（当該額が当該区立保育園延長保育料の月額を超える場合にあっては、当該区立保育園延長保育料の月額）とする。